適合性審査2巡目における小規模団体への柔軟な対応の進捗について

1.適合性審査における小規模団体への配慮

(1)小規模の範囲

次の①か②のいずれかを満たす団体。

①「公的助成金合計額が0円」

②「公的助成金合計額が4,000万円以下」かつ「経常収益に占める公的助成金合計額の割合が50%以上」

※公的助成金・・・強化費、スポーツ振興くじ助成、スポーツ振興基金助成

(2)配慮の方法

「原則2(3)②理事が原則として10年を超えて存在することがないように再任回数の上限を設けること」において、「小規模団体配慮措置」を設定。

小規模団体に該当する団体は、2巡目の適合性審査時に限り、配慮を希望する場合、条件を満たす説明を行えば、規定を遵守できていなくとも、足りることとする。

(対応状況)

令和6年度審査では、審査対象団体27団体中、条件を満たした1団体(ローンボウルズ日本)に配慮措置を適用。

©2025 Japan Sport Association.

適合性審査2巡目における小規模団体への柔軟な対応の進捗について

2.競技横断的な支援の方法

(1)団体(NF)役員等のリストの作成・共有による、団体間の役員等の人材環流の創出。

→経済同友会と協力して、NFにおける人員配置の現状や課題のヒアリングを実施中。

→役員等リストの作成・共有については、統括3団体で検討中。

作成・共有にあたっての課題を整理し、来年度中の作成・小規模団体への共有を目指す。

(2)統括団体による、法務、会計、危機管理等、NFの人材育成に資する研修等の創設。

→令和7(2025)年3月4日、統括3団体共催でNF向けの研修会を実施(対面・オンライン併用)。

＜対象者＞JOC・JSPO・JPC加盟団体の役職員

＜研修内容＞SNS上の誹謗中傷について

＜参加団体＞81団体・延165名(対面32名・オンライン延133名)

＜補足＞研修後には個別ブースを設け、個別の質問や相談を受け付けた。

→来年度以降、統括3団体共催による法務・会計・危機管理等に関する研修会を順次実施。

©2025 Japan Sport Association.